

事例研究

要介護者が負担する介護サービス費用の取扱い

事例 要介護者が負担する介護サービス費用の1割相当額についても、消費税は非課税となりますか。

- 回答**
- 居宅介護サービスの場合、そのサービスが居宅介護サービス費の支給対象となる種類のサービスであれば、保険者（市町村等）から支給される居宅介護サービス費部分（9割）に限らず、本人負担額（1割）も非課税となる。
 - 利用者の選定に係る負担部分（利用者の居宅の所在地が通常の事業実施区域となっていない介護サービス事業者を利用した場合の交通費や訪問入浴介護における特別の浴槽水等）は、課税対象となる。
 - 施設介護サービス費の支給対象となる施設サービスの場合も、本人負担額（1割）は非課税となる。
 - 入所者が選定する特別な居室の室料、特別な食事の料金等の負担部分については、課税対象となる。

非課税となる「居宅サービス費の支給に係る居宅サービス」の具体的な範囲

事例 消費税法別表第一第7号イでは、消費税が非課税となる介護保険サービスを「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」と規定していますが、非課税となる居宅サービスの具体的な範囲はどのようになりますか。

回答 消費税法に規定する「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」とは、介護保険法の規定に基づき、保険者（市町村）から要介護者に対して、実際に支給される居宅介護サービス費に対応する部分の居宅サービスに限って消費税を非課税とするというのではなく、非課税となる居宅サービスの種類を介護保険法第41条第1項（居宅介護サービス費の支給）に規定する指定居宅サービス（福祉用具貸与を除く。）に特定するものである。

したがって、介護保険法第43条（居宅介護サービス費等に係る支給限度額）に規定する支給限度額を超えて提供される居宅サービス（例えば、ケアプランの範囲（時間、回数、種類）を超えて提供される居宅サービス）のように、居宅介護サービス費が支給されないもの（利用者が全額負担）であっても、要介護者に対して提供される指定居宅サービスについては、消費税は非課税となる。

また、通所系又は入所系のサービスにおいて、その介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることが予定される日常生活に要する費用（例えば、通所系の食事の提供に要する費用・おむつ代等、入所系の食事の提供に要する費用・居住に要する費用・理美容代等）についても、居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービスに含まれ、消費税は非課税となる。

居宅サービスにおける利用者負担の交通費等の費用の取扱い

事例 居宅サービスにおいては、全額利用者の負担とされている各種の費用があります

法第37条の2 災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例

第37条の2 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び前条第1項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が5,000万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。以下この項、次項及び第5項において「選択被災課税期間」という。）につき同条第1項の規定の適用を受けることが必要となつた場合において、当該選択被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該承認を受けた選択被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

2 前項の承認を受けようとする事業者は、前条第1項の規定の適用を受けることが必要となつた事情その他財務省令で定める事項を記載した申請書を、前項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内（当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日とその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、当該選択被災課税期間に係る第45条第1項の規定による申告書の提出期限まで）に、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないとき認めるときは、その申請を却下する。

4 税務署長は、第2項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第2項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日から2月を経過する日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。ただし、同項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日とその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合は、この限りでない。

6 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（前条第1項の規定の適用を受ける事業者に限る。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（当該課税期間の翌課税期間以後の課税期間のうち政令で定める課税期間を含む。以下この項において「不適用被災課

税期間」という。)につき同条第1項の規定の適用を受けることの必要がなくなつた場合において、当該不適用被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることをやめることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同条第2項の規定による届出書を当該承認を受けた不適用被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。

7 第2項から第5項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「第6項」と、「受けることが必要となつた」とあるのは「受けるとの必要がなくなつた」と、「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と、第5項中「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と読み替えるものとする。

8 第1項又は第6項の承認を受けた事業者が、その承認前に第43条第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出している場合その他の場合における第1項又は第6項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

本条…追加〔平成18年3月法律10号〕

細目次

要旨	3639の2	Ⅲ 法第37条の2第3項	3639の9
沿革	3639の3	Ⅳ 法第37条の2第4項	3639の9
注釈	3639の3	Ⅴ 法第37条の2第5項	3639の9
Ⅰ 法第37条の2第1項	3639の3	Ⅵ 法第37条の2第6項	3639の9
1 災害その他やむを得ない理由の 範囲	3639の3	1 簡易課税制度の適用を受けるこ との必要がなくなった場合	3639の9
2 簡易課税制度の適用を受けるこ とが必要となった場合	3639の4	2 対象となる課税期間	3639の10
3 対象となる課税期間	3639の4	<令第57条の3>	3639の10
Ⅱ 法第37条の2第2項	3639の5	Ⅶ 法第37条の2第7項	3639の21
<規則第17条の2>	3639の5	Ⅷ 法第37条の2第8項	3639の21
		事例研究	3639の22

要旨

本条は、法第37条に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例、いわゆる簡易課税制度について、災害その他やむを得ない理由により被害を受けた事業者が、その被害により簡易課税制度の適用の変更の必要が生じた場合において、所轄税務署長の承認を受けたときには、その適用の変更を認めることとする特例を定めている。

法第37条で述べているように、簡易課税制度を適用する旨の届出書（簡易課税制度選択届出書）及び簡易課税制度の適用をやめる旨の届出書（簡易課税制度選択不適用届出書）の提出の効力は翌課税期間からとされていることから、いずれの届出書も、簡易課税制度の適用を受け

ようとし、又は適用を受けることをやめようとする（以下ここでは単に「適用の変更」という。）課税期間の開始の日の前日までに提出する必要がある。

消費税の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担に配慮する観点から設けられた制度であり、

- ① 制度を選択するか否かにより売上げや仕入れに関する記帳義務の内容等が異なること
- ② 事後的に簡易課税か本則課税かを選択可能とした場合には、納税額が有利か不利かを考慮した上での制度の選択が可能となること

などから、このように事前の届出制となっているものである。

しかしながら、災害等により被害を受けた場合にあっては、課税期間開始前に想定されなかった事務処理能力の低下や災害被害の復旧のために緊急の設備投資等の必要性が生じる場合がある。本条では、このような特別な事情に配慮し、災害その他やむを得ない理由により被害を受けた事業者が、その被害により簡易課税制度の適用の変更の必要性が生じた場合において、所轄税務署長の承認を受けたときには、その適用の変更を認めることとされている。

沿革

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）により、本条が新設された。

注釈

I 法第37条の2第1項

災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（免税事業者及び簡易課税制度の適用を受けている事業者を除く。）が、その被害を受けたことにより、その災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間につき、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合において、その課税期間につき簡易課税制度の適用を受けることについて所轄税務署長の承認を受けたときは、その事業者は簡易課税制度を適用する旨の届出書（簡易課税制度選択届出書）をその承認を受けた課税期間の初日の前日に所轄税務署長に提出したものとみなすこととされている。これにより、当該初日から当該届出書の効果が及ぶこととなり、その事業者はその承認を受けた課税期間以後の課税期間は新たに簡易課税制度の適用をやめる旨の届出書（簡易課税制度選択不適用届出書）を提出しない限り、簡易課税制度が適用されることとなる。

1 災害その他やむを得ない理由の範囲

本項の規定の適用を受ける対象者は、災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（免税事業者及び簡易課税制度の適用を受けている事業者を除く。）であるが、

§37の2・1〔注釈〕

この災害その他やむを得ない理由には、おおむね以下のようなもの（以下本条の解説において「災害等」という。）が該当する（基通13-1-7）。

- (1) 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべりその他の自然現象の異変による災害
- (2) 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、その他の人為による異常な災害
- (3) その他(1)、(2)の災害に準ずるような自己の責めに帰さないやむを得ない事実

（災害その他やむを得ない理由の範囲）

基通13-1-7 法第37条の2第1項又は第6項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》に規定する「災害その他やむを得ない理由」とは、おおむね次に掲げるところによる。

- (1) 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべりその他の自然現象の異変による災害
- (2) 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、その他の人為による異常な災害
- (3) (1)又は(2)に掲げる災害に準ずる自己の責めに帰さないやむを得ない事実

（参考） 災害等の範囲については、基本的に国税通則法第11条（災害等による期限の延長）に規定する災害その他の事実と同様である。

2 簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合

本項の規定の適用を受けることができるのは、前述の災害等が生じたことにより被害を受けた事業者が、その被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合である。

ここでいう簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合については、災害等の内容や被害の状況は個々の事例によって様々であることから、それぞれのケースに応じて判断することになるが、例えば、事業者が帳簿書類の紛失や災害等による事務処理能力の低下により本則課税を継続することが困難と認められる場合などが該当することになる。

3 対象となる課税期間

災害等が生じた日の属する課税期間が対象となる。

承認を受けようとする届出書も併せて提出することとなる。

第35号様式

災害等による消費税簡易課税制度選択
(不適用)届出に係る特例承認申請書

(災 害)

収受印

平成18年7月18日	申 請 者	(フリガナ) 納 税 地	チヨダクカスミガセキ (〒100-8978) 千代田区霞が関3-1-1 (電話番号 03 - 3581 - 4161)
麹町 税務署長殿		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	コクゼイショウジカブシキカイシャ コクゼイタロウ 国 税 商 事 株 式 有 限 公 司 代表取締役 国 税 太 郎 印

下記のとおり、消費税法第37条の2第1項又は第6項に規定する災害等による届出に係る特例の承認を受けた
いので申請します。

届出日の特例の承認を受け ようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> ① 消費税簡易課税制度選択届出書 <input checked="" type="checkbox"/> ② 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
選択被災課税期間又は 不適用被災課税期間	自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)
上記課税期間の基準期間に おける課税売上高	39,876,000 円
イ 発生した災害その他やむを得ない理由	イ 台風第〇号(風水害)
ロ 被害の状況	ロ 工場建物の倒壊(●●市▲▲町)
ハ 被害を受けたことにより 特例規定の適用を受ける ことが必要となった事情	ハ 工場再建築のため、簡易課税制度をとりやめたい
ニ 災害等の生じた日及び災害 等のやんだ日	ニ (生じた日) (やんだ日) 平成 18 年 5 月 20 日 平成 18 年 5 月 22 日
事 業 内 容 等	(①の届出の場合の営む事業の種類)
参 考 事 項	税 理 士 署 名 押 印 (電話番号 - -)

※ 上記の申請について、消費税法第37条の2第1項又は第6項の規定により、上記の届出書が特例規定の適用
を受けようとする(受けることをやめようとする)課税期間の初日の前日(平成 年 月 日)に提出
されたものとするを承認します。

第 号

税 務 署 長 印

平成 年 月 日

※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号	みなし届出年月日	年 月 日
	申請年月日	入力処理	年 月 日	台帳整理
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	通信日付印	確認印		
	年 月 日	年 月 日		

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。